地域活動やボランティア活動を保険で応援!

・固市民連携推進課Ⅲ43-9182配市ホームページ内で「住民活動保険」で検索

特徴

圏域住民の皆さんを 広くカバー 保険料・加入手続き・ 名簿登録不要 事故が発生したときのみ 手続きが必要

【対象となる方は?】

●八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・新郷村・おいらせ町の住民で、地域活動やボランティア活動を行っている人が対象です。(各市町村外の居住者でかつ、上記各市町村内で活動を行っている人も対象となります。)※お祭りや運動会の参加者(競技参加者や一般の来場者)は、保険の対象となりません。

_ 【対象となる活動は?】___

町内会活動やボランティア活動などで、 次の要件を満たす活動が対象となります。

「活動中の事故であることが客観的に 証明できる必要があります。

- ①自主的に構成された団体や地域住民組織および 個人が行っている活動
- ②広く公共の利益を目的とした自主的・自発的な活動
- ③無報酬の活動(交通費など実費の支給は無報酬 とみなします。)
- ④日本国内における活動

—【対象とならない活動は?】—

町内会活動やボランティア活動であっても、 次の要件に該当する活動は対象となりません。

- ①政治、宗教や営利を目的とした活動
- ②自助的な活動や懇親を目的とした活動
- ③職場などの行事として行う活動
- ④学校などの管理下の児童生徒の活動
- ⑤危険度の高い活動

【補償内容は?】

- ●傷害保険/【入院】1日3,000円 【通院】1日2,000円(90日を限度) 【死亡】500万円 【後遺障害】15万円~500万円
- ●損害賠償責任保険/活動者(または活動団体)が過失により、他人にけがをさせたり、他人のものを壊して、 その人から損害賠償を求められ、法律上の責任を負う場合。(自己負担額 5,000円)

【対人賠償】1人につき1億円まで・1事故につき2億円まで 【対物賠償】1事故につき1億円まで 【保管物賠償】1事故につき300万円まで ※現金・証券・美術品は対象となりません。

【万が一事故が起こったら】

●万が一事故が発生した場合は、事故の内容を記録し、速やかに市民連携推進課に電話で連絡してください。 保険の対象となる場合は、その後の手続きを説明します。

活動する際には、進め方に無理がないかをもう一度見直したり、行事のはじめや終わりに仲間と声をかけあうなど、安全管理に努めましょう。

※最終的な保険金などの支払可否は、活動内容や事故原因、事故発生状況などを踏まえ、保険会社により審査・判断されます。

∖「町内会」に加入しましょう!/

町内会に加入し、安心・安全なまちづくりに参加しましょう。お住まいの地域の町内会が分からない場合は、市でお取り次ぎします。

申問市民連携推進課四43-9182

ボランティアを始めるなら **\「八戸市ボランティアセンター**」へ /

施設・団体・個人からの相談受付や活動紹介などの橋渡しを行っています。

申問八戸市ボランティアセンター四47-2940